

兵庫県児童虐待重傷事案検証結果報告書（概要）

平成29年2月28日発生事案の概要

- ①平成29年2月28日、実母と同居する男性（23歳）が男児（当時、1歳5ヶ月）に対して暴行を加え、頭部に重傷（自発呼吸不可、生命の危険がある状態）を負わせた。
- ②本事案は、平成27年3月、実母（当時21歳）が実父と離婚し、平成27年4月にH市からK市（母方実家）へ転入後、「特定妊婦」として支援を受けていた。本児を出産後、平成28年10月再度H市へ母子で転入した後、H市こども支援課が支援を引き継いだ。
- ③平成29年6月、交際男性は、傷害罪で懲役4年6ヶ月の実刑判決。公判では、「自宅で泣き止まない本児に苛立ち、頭を複数回殴り、立って泣く本児の背中を蹴って転倒させた際、頭部を負傷させた。」と述べている。

平成29年5月23日発生事案の概要

- ①平成29年5月23日、H市在住の実父（30歳）と実母（24歳）が男児（当時、1歳1ヶ月：次男）に対して、暴行（床にたたき落とし、足蹴り等）により頭部に外傷（硬膜下血腫等）を負わせた。
- ②本事案は、平成27年4月13日、本児の兄（長男、当時4歳）に対して母の親族らとともに暴行を加え、逮捕（結果的に起訴猶予）された経緯がある。長男は姫路こども家庭センターが一時保護を行い、児童養護施設に現在も入所中。
- ③平成29年7月、実母は、暴行罪で懲役1年、執行猶予5年の有罪判決。
- ④平成29年8月、実父は、傷害罪で懲役5年の実刑判決。

課題		提言		今後の県の対応方策	
平成29年2月28日発生事案	平成29年5月23日発生事案	平成29年2月28日発生事案	平成29年5月23日発生事案	平成29年2月28日発生事案	平成29年5月23日発生事案
<p>1 両事案に共通する視点 同一自治体で繰り返し重大事案が起こっていること、組織として構造的な課題があるのではないかということ想定して検証。</p> <p>(1) 人員の配置 ① 児童人口から想定される児童虐待相談件数に対応できる職員数は不足していないか。 ② 職員の増員や育成等、計画的に組織を経営管理できる体制が整っているか。</p> <p>(2) 組織内連携の強化 ① 要保護児童対策調整機関〔要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の事務局、ケース情報の一元管理を担う部署。以下「調整機関」という。〕に情報が集約されながら、庁内及び関係機関との間でタイムリーに情報を共有できる体制にあるか。 ② 転居ケースの場合は、調整機関同士でのケース移管や情報提供の徹底の必要。</p> <p>(3) ケース全体をみる「ソーシャルワーク（※）」 ① 調整機関がケース全体を視野に入れ、庁内及び関係機関と連携したソーシャルワークの実施が必要。 ※ソーシャルワーク：子どもや家庭のニーズや状況に応じ、子育て支援資源の活用や必要な援助サービスの利用につなぎ、課題の解決と自立支援を図る社会福祉の実践的活動（社会福祉援助技術）</p>	<p>2 ハイリスク家庭の生活状況の変化に応じたアセスメント (1) 父母の養育状況に関するアセスメントが不十分。 (2) 転居を繰り返すケースに対する継続的な支援体制が必要。 (3) 接近困難な家庭へのアプローチのあり方 ① 何度家庭訪問しても会えなかった状況（H29.2.6～H29.2.28に6回）に対するリスクアセスメントと対応方法の見直しが必要。 ② 公判から、家庭訪問等の支援に対して父母は拒否的であった可能性。</p>	<p>1 市町相談体制の組織的構造改革の推進 (1) 調整機関における適切な人員配置による組織体制の強化 ① 調整機関の経営管理機能の強化（課長等は短期間で異動せず計画的な経営管理） ② スーパービジョン体制の強化（専門アドバイザー配置、スーパーバイズできる実務経験豊富な職員確保） ③ 専門研修の強化（一定期間こども家庭センターや同規模市町への職員派遣研修等）</p> <p>-----</p> <p>(2) 組織内連携の強化 ① 庁内外の情報共有の徹底 ② 特定妊婦等要支援家庭の転居又は、転居後、家族の状況変化等に伴う要対協個別ケース検討会議の徹底</p> <p>(3) ケース全体をみるソーシャルワーク機能の充実 ① ケース全体を視野に入れたソーシャルワーク力の強化 ② 上記の組織体制の強化等を前提にした「子ども家庭総合支援拠点」の整備促進</p>	<p>2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実 (1) 産前・産後の要支援家庭に対する包括的なアセスメントの徹底と情報の共有、継続支援体制の構築 (2) 産前・産後の母子支援対策の充実強化 ① 乳児院等児童福祉施設が有する専門的な養育支援機能（親子ショートステイ等）の活用や里親家庭を含むショートステイ受入れ先の拡充、多面的な親子支援体制の構築 (3) DV被害者等のハイリスク家庭への重層的かつ専門的な援助体制の構築 ① 特にメンタルヘルスケアを要する保護者等への医師や医療従事者を含むによる「親子支援プラン」の作成、支援 (4) 接近困難な家庭への介入的アプローチの実施 ① 再アセスメントと、あらゆる仮説（拒否的、防衛的等）を立てたうえでのアプローチ方法の見直し ② 特に乳幼児の場合、立入調査や一時保護等強制的な介入の実施（介入措置に移る行動基準の設定） (5) 母子健康手帳発行時におけるアセスメント指標の活用と調整機関との情報共有 ① 母子健康手帳発行時における全ての妊婦の「アセスメントシート（所定の様式・指標）」の作成・スクリーニングの実施</p>	<p>(1) 市町の専門職員の確保・育成支援 ① 児童虐待等対応専門アドバイザーの派遣、市町職員のこども家庭センターへの研修受入れ ② 市町における専門職（児童福祉司任用資格取得者等）の設置促進の働きかけ、県主催の専門研修の強化 ③ 提言の趣旨を踏まえた対応を要請（参考）H28.6月児童福祉法改正により、調整機関に児童福祉の専門職（社会福祉士等）の配置と研修受講を義務化</p> <p>-----</p> <p>(2) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p> <p>-----</p> <p>(3) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請（参考）H28.6月児童福祉法改正により、市町において「子ども家庭総合支援拠点」の設置の努力義務化（H29.4施行）</p>	<p>(1) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p> <p>-----</p> <p>(2) 乳児院における児童虐待対応強化事業【新規②当初】 特定妊婦等を支援するため、乳児院に相談窓口を開設し、個別養育支援計画の作成と指導を実施（乳児院の多機能化のモデル構築）</p> <p>(3) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p> <p>-----</p> <p>(4) ① 提言の趣旨を踏まえた対応を要請 ② 提言のとおり実施</p> <p>-----</p> <p>(5) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p>
<p>3 ケース移管等関係機関連携の強化・情報共有等連続性のある支援 (1) ケース移管等転居を繰り返すケースへの関係機関の継続的な支援が必要。 (2) 転居元から転居先への危険度、重症度等の情報共有と共通理解が不十分。</p>	<p>3 家族全体を視野に入れたケース進行管理 (1) 長男への身体的虐待等家族全体を視野に入れたケース進行管理が不十分。</p>	<p>3 家族全体を視野に入れたケースの進行管理等の徹底 子どもの監護に関わるすべての養育者について、同居の有無を問わず包括的なアセスメントの実施と支援機関相互の情報共有徹底 (1) きょうだいに被虐待歴がある場合、家族全体を視野に入れた多面的な情報収集とケースマネジメントの重要性 (2) 転居時には「要保護児童等にかかる市町間のケース移管ルール」を徹底し、要対協個別ケース検討会議等の開催、危機意識に基づく引継ぎによる一貫した支援の実施（テレビ会議や電子システムを活用した情報交換の仕組みを構築。移管元と移管先の責任者相互の連絡を徹底）</p>	<p>3 家族全体を視野に入れたケースの進行管理等の徹底 子どもの監護に関わるすべての養育者について、同居の有無を問わず包括的なアセスメントの実施と支援機関相互の情報共有徹底 (1) きょうだいに被虐待歴がある場合、家族全体を視野に入れた多面的な情報収集とケースマネジメントの重要性 (2) 転居時には「要保護児童等にかかる市町間のケース移管ルール」を徹底し、要対協個別ケース検討会議等の開催、危機意識に基づく引継ぎによる一貫した支援の実施（テレビ会議や電子システムを活用した情報交換の仕組みを構築。移管元と移管先の責任者相互の連絡を徹底）</p>	<p>(1) こども家庭センターや市町のケースマネジメントの徹底 包括的なアセスメントの情報共有とケースの進行管理 児童養護施設等ICT化推進事業【新規②経済対策補正】 子どもの対応記録等を委託施設と共有できるシステムの構築 (2) 「要保護児童等にかかる市町間のケース移管ルール」（H28.10策定済）の改訂 ケース引継ぎのための要対協個別ケース検討会議等の開催の徹底</p>	<p>(1) こども家庭センターや市町のケースマネジメントの徹底 包括的なアセスメントの情報共有とケースの進行管理 児童養護施設等ICT化推進事業【新規②経済対策補正】 子どもの対応記録等を委託施設と共有できるシステムの構築 (2) 「要保護児童等にかかる市町間のケース移管ルール」（H28.10策定済）の改訂 ケース引継ぎのための要対協個別ケース検討会議等の開催の徹底</p>
<p>4 家族状況の変化に応じたアセスメント (1) 交際男性の存在等、家族状況の変化、夜間の病院受診、ショートステイの利用頻度増加等、状況変化に応じたリスクアセスメントが不十分。 (2) 「養育相談ケース」に対する包括的なアセスメントが不十分。 (3) 子育て経験の有無や就労状況等の生活実態、また、同居状況や養育状況等、交際男性への適切なアセスメントが必要。</p>	<p>4 危機意識の共有と迅速な情報伝達 (1) 母子保健担当課（保健センター）と調整機関の庁内連携、情報共有及び危機意識の統一を徹底すべき。 (2) 調整機関における一元的なケースマネジメントの実施 ① 安否確認ができない場合には要対協個別ケース検討会議の開催、こども家庭センターと連携しながら、一時保護、立入調査、臨検・捜索等の強制的な介入方法の検討が必要。</p>	<p>4 家族状況の変化に応じた再アセスメントの実施 (1) 適時、要対協個別ケース検討会議の開催を通じて、家族状況等の変化を捉えた再アセスメント、情報共有、必要な援助方針（支援計画）の見直しの実施 (2) 養育に困難を伴う全ての「養育相談ケース」に関する再アセスメントの徹底</p>	<p>4 家族状況の変化に応じた再アセスメントの実施 (1) 適時、要対協個別ケース検討会議の開催を通じて、家族状況等の変化を捉えた再アセスメント、情報共有、必要な援助方針（支援計画）の見直しの実施 (2) 養育に困難を伴う全ての「養育相談ケース」に関する再アセスメントの徹底</p>	<p>(1) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p> <p>-----</p> <p>(2) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p>	<p>(1) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p> <p>-----</p> <p>(2) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p>
<p>5 要保護児童対策地域協議会の運営 (1) 特定妊婦、要支援及び要保護児童の転居に伴う要対協個別ケース検討会議を実施すべき。 (2) 母子保健担当課と調整機関との情報共有が不十分。</p>	<p>5 要対協の体制強化及び調整機関の専門性向上 (1) ケースマネジメントに関するスーパーバイズ機能の活用が不十分。 (2) 施設職員、民生委員等、地域支援ネットワークの活用が不十分。</p>	<p>5 要支援家庭等に関する市町の情報集約システムの構築 (1) 市町の母子保健担当課と調整機関が迅速に情報共有と危機意識が統一できるシステムの構築（月1回、庁内連携会議の開催を徹底）</p>	<p>5 要支援家庭等に関する市町の情報集約システムの構築 (1) 市町の母子保健担当課と調整機関が迅速に情報共有と危機意識が統一できるシステムの構築（月1回、庁内連携会議の開催を徹底）</p>	<p>(1) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p>	<p>(1) 提言の趣旨を踏まえた対応を要請</p>
<p>6 検察・警察とこども家庭センターの連携 (1) 検察・警察とこども家庭センターと情報共有する機会がなく、保護者に対する効果的な援助方法に関する連携が必要。</p>	<p>6 検察・警察とこども家庭センターの連携 (1) 検察・警察とこども家庭センターと情報共有する機会がなく、保護者に対する効果的な援助方法に関する連携が必要。</p>	<p>6 検察・警察とこども家庭センター・市町との連携システムの構築 (1) 過去に不起訴歴（起訴猶予等）があるケース等に関する情報共有と役割分担による被害児童の安全確保の徹底</p>	<p>6 検察・警察とこども家庭センター・市町との連携システムの構築 (1) 過去に不起訴歴（起訴猶予等）があるケース等に関する情報共有と役割分担による被害児童の安全確保の徹底</p>	<p>(1) 検察・警察との情報共有システムの構築 検察・こども家庭センター等の合同カンファレンス等を検討</p>	<p>(1) 検察・警察との情報共有システムの構築 検察・こども家庭センター等の合同カンファレンス等を検討</p>